# 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年7月31日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・ 愛東町・湖東町合併協議会 会 長 中 村 功 一

記

- 1.八日市市における「町」及び「丁目」、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字」の区域は、従前のとおりとする。
- 2.八日市市における「町名」及び「丁目名」は、原則として新市の「町名」及び「丁目名」とする。
- 3.永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字名」は、原則として「大字」を削除し、現在の名称に「町」をつけ新市の「町名」とする。
- 4.八日市市外町と愛東町大字外については、区分できるよう新市までに調整するものとする。

# 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年7月31日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・ 愛東町・湖東町合併協議会 会 長 中 村 功 一

記

- 1.八日市市における「町」及び「丁目」、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字」の区域は、従前のとおりとする。
- 2.八日市市における「町名」及び「丁目名」は、原則として新市の「町名」及び「丁目名」とする。
- 3.永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字名」は、原則として「大字」を削除し、現在の名称に「町」をつけ新市の「町名」とする。
- 4.八日市市外町と愛東町大字外については、区分できるよう新市までに調整するものとする。
- 5.新市の「町名」「丁目名」については、上記調整方針を基本として、住民の意向を踏まえた後に決定する。

# 協議事項

町名・字名の取扱い

묵

協定項目No.

11

## 名称変更の具体的な表示方法

## 先進地事例

#### 「町名」「字名」は、現行のとおりとした場合の例

合併前の表示	合併後の表示例
八日市市 青葉町 番 号	市青葉町番号
八日市市 沖野一丁目 番 号	市沖野一丁目番
神崎郡 永源寺町 大字相谷 番地	市相谷町番地
神崎郡 五個荘町 大字石川 番地	市石川町番地
愛知郡 愛東町 大字青山 番地	市青山町番地
愛知郡 湖東町 大字池庁 番地	市 池庄町 番地

例外として、現行の「町名」「字名」が難読・難解であり、上記の例により変更した場合でも混乱するような名称は、当該地域の特色や実情を鑑み別の名称に変更することが考えられる。

#### 同一の町、字名については区分できるよう調整した場合

合併前の表示 合併後の表示				長示例	
八日市市 外町 番地		市		外町	番地
		市	外	町	番地
愛知郡 愛東町 大字外	番地	市		外町	番地
		市	外	囲丁	番地

#### ひたちなか市(平成6年11月1日合併)

2市の町·字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の町·字名については、2市の長が別に協議して定めるものとする。

#### あきる野市(平成7年9月11日合併)

2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。

#### 篠山市(平成11年4月1日合併)

篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。

#### 西東京市(平成13年1月21日合併)

2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。

#### さいたま市(平成13年5月1日合併)

町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

#### さぬき市(平成14年4月1日合併)

字の区域は従前のとおりとする。

町、字の名称は、津田町・大川町・寒川町は「大川郡」を「さぬき市」に置き換え、志度町は原則として「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換え、長尾町は、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」(但し、字名「西」・「東」・「名」については、それぞれ「長尾西」・「長尾東」・「長尾名」に変更)に置き換える。また、「多和」については「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

協議事	項町名・字名の	 取扱い			協定項目N٥.		11				
1	市	4	町		Ø	状		況			
八	八日市市		永源寺町		五個荘町		愛東町 湖東町		愛東町		東町
【町名および丁目の数 85】		【大字の数 23】		【大字の数 25	]	【大字の数 23】	大字の数 23] 【大				
青池市ではいいにはいいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは	中小路町 (なこおじちょう) 西中野町 (にしなかのちょう) 様塚町 (ぬかびきだいにちょうめ) 布引台二丁目 (ぬのびきだいにちょうめ) 野野口宮町 (ののみやちょう) 野野村町町 (はなのなちちょう) (ののみやちょう) 野野町 (のがしまのちだっちょう) (はひがしおきさいっちょう) (はひがしおききのさんんちちょううめ) 東沖沖野野四 (ひがしおききののよんちちょうう) 東沖沖野野町 (ひがしおききのよんちちょうう) 東沖沖野野町 (ひがしおききのよっうう) 東東沖野野町 (ひがしおおきかのちょう) 東東神町 (ひがしおおきかのちょう) 東京町 (ひがしおおきかのちょう) 東京町 (ひがしはほんかち) 東京町町 (ひらたちょう) 大の世ちょう) へのだちょう) れのは町町 (ふだのつじにちょう) れのは町 (ふだのつじじちょう) 松園町 (ふだのつちょう) 松園町 (みよち) はっかいちょう) にまっちょう) がいしばりまち) (ないがみぞちょう) 大のでちょう) ないががしばりおよう) 「ほんまち」(ないまち) ないががしばりおよう) 「ほんまち)	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	(あいけい) (いいし) (いいしだい) (いいばみやみわいだ) (いいが) (いが) (	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	(いいいおおかかききごこしししし、(つくの)のの(の)がいいいおおかからではあれたないんちのもんつかからですがびい。(の)の)がでいますがでいますができませんがあればいいののではよう)があればいいのの はんり はんり いいかい いいかい はんり いいかい いいかい いいかい いいかい いいかい いいかい いいかい いい	大字中戸 大字·江 大字百済寺乙 大字百済寺甲 大字百済寺丁 大字百済寺丙	(いけが) (いちがと) (いちがと) (いちがと) (いちがと) (いちがと) (いちがと) (いちがと) (いちがと) (いちがら) (いちがら) (いちがら) (いちがみない) (いちがみない) (いちがから) (いちがら) (いちがまぐくくくさい) (いちがまぐくくさい) (いちがらい)	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	(いはおおさおとことでは、している) (いいはおおさい) (いいはない) できただい (いいできょう) (いいがき) いっぱい (いいがない (いいがき) からいがい (いいがない) でいまれ (いいがい (いいの) でいまれ (いいの) ではない (いいの) でいまれ (いいの) でいまれ (いいの) でいまれ (いいの) ではない		

協議事項

町名・字名の取扱い

協定項目No.

11

関 係 法 令 等

### [町名・字名の取扱い]

市町村合併の際に、町(字)の区域の設定、若しくは廃止、又は、町(字)の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。

手続きは、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力の発生」となり、この処分は新市で行うべきものであることから、合併の日施行を考えれば、合併の日付で行い、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。 【但し、町・字の名称変更の手続きは、合併前に当該区域の属する関係町村の議会で議決を経て、知事に届け出ることも可能である。】

## [市町村区域内の町又は字の区域]

### 地方自治法第260条

第1項 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

第2項 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告 示しなければならない。

第3項 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項 の規定による告示によりその効力を生ずる。

本条は、市町村の区域内の町・字の区域の新設・廃止または町・字の区域・名称の変更に関する規定である。

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全〈無関係につけられたものでな〈、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するのも少な〈な〈、その地域の住民感情が地名と深〈結びい/ている場合が多い。また、市町村の支所、出張所、学区等は町または字を単位または基準としていることも少な〈ない。したがって、町や字は住民の日常生活に、直接・間接影響を及ぼす場合が多い。

本条において、「町若しくは字の区域をあらたに画」する。とは、新しい区画を設ける場合だけでなく、 新たな町名または字名をつける場合も含む。<u>町村合併により設置された町または村において1項の規定により、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできる。</u>

(昭和30年12月6日自丁行発184号)

「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち「町若しくは字の名称を変更」する。とは、町または字の区域を変更すと同時にその名称を変更する場合も含むのであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市(252条の19第1項)以外の市である場合において、その町若しくは字の名称中に「何市何区何町何丁目」のように「区」の文字を使用することは出来ない。

(昭和26年11月28日地自行発395号)

市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の字の区域および名称とする場合には本条の手続きを要しない。

(昭和30年3月30日自丁振発30号)

なお、本条の「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。

(昭和23年8月9日自発519号)

本条の定める字区域の変更等の議案は、<u>市町村長のみが提出</u>することができる。 (昭和22年9月12日山形県総務部地方課宛回答)

常用漢字でない字体の取り扱い

市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字(当用漢字)字体表にない従来の字体である場合、常用漢字(当用漢字)字体表の字体を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。

そして、不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字(当用漢字) 字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。

したがって、登記上これを直す手続きをとらなくても実務上差し支えないと思われるが、あえて登記 簿を直す必要がある場合には、法務局と相談すること。

(昭和33年4月21日付け行政局長通知)

字の区域及び名称を変更する場合、その区域の居住者又は、土地所有者の承諾が必要か? 承諾を得る必要はない。

字の区域や名称を変更する場合、自治法上、居住者又は土地所有者の承諾を必要とする明文の規定はない。また、字は行政区画であり、所定の法的手続きにより設置、変更又は廃止されることになっているので、これらのものについて字の区域及び名称を変更されないという権利が、一般的に保障されているとは考えられない。

したがって、事実上の問題として、事前に居住者や土地所有者の意向を打診して、区域や名称の変更決定を反映させるため協議することはともかく、法的には、これらの者の承諾を得なければならないものではない。

(市町村境界変更等事務の手引H8.4 熊本県総務部地方課)